

スライドシナリオ

ひとり立ちに向けて 覚えておいてほしい話



家計リスク診断アプリ
オリジナルキャラクター

■ 一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク

📍 〒169-0072 東京都新宿区大久保2-4-15 サンライズ新宿3階 🏠 <https://life-poor-support-japan.net/>

【教材制作委員会(原案作成)】コミュニティ街ケアねっと・石狩市社会福祉協議会/(有)CR-ASSIST/小山ひなた(デザイン)



独立行政法人福祉医療機構
社会福祉振興助成事業

発行日:2026年8月

教材の概要

●この教材は、高校を卒業してひとり立ち（進学・就職）するにあたって、理解しておいて欲しいことを具体的に考えてもらう実践的な学習教材です。

●パワーポイントのスライドを投影して、生活していくうえで必要な知識についてクイズ形式で生徒に考えてもらいながら、必要に応じて事例を交えた具体的な説明を加えて、ひとり立ちに向けて大事なことを身に付けてもらえるような構成になっています。

■ 成人の権利と義務、契約などをクイズ形式で説明する。

■ キャッシュレス・クレジットカード利用の留意点を具体的に説明する。

■ 詐欺と高リスク投資、安易な借金に気を付けるように生徒に注意を促す。

■ 税金と社会保険、奨学金などの基本的な知識、留意点を交えて説明する。

■ 支援の仕組みがあることを相談事例と共に紹介する。

●時間配分の例（60 分の授業を想定しています。時間はあくまでも目安です）

目安	内 容	スライド
5 分	成人の権利と義務	1-4
5 分	契約とは	5-9
10 分	クーリングオフとは	10-13
5 分	クーリングオフとは	14
10 分	クレジットカードの留意点	15-19
5 分	気を付けて欲しいこと	20-21
10 分	給与と税金・社会保険料	22-25
5 分	奨学金	26-29
5 分	事例紹介と支援窓口の案内	30-34

提供する教材・使い方

●ひとり立ちに向け覚えておいて欲しい話（パワーポイント）・・・講師が PC に入れて投影する

●シナリオ (PDF)・・・講師用の手引き書として参考にさせていただく

教材の使い方と留意点

●スライドの内容（文字やイラスト）の修正はできません。

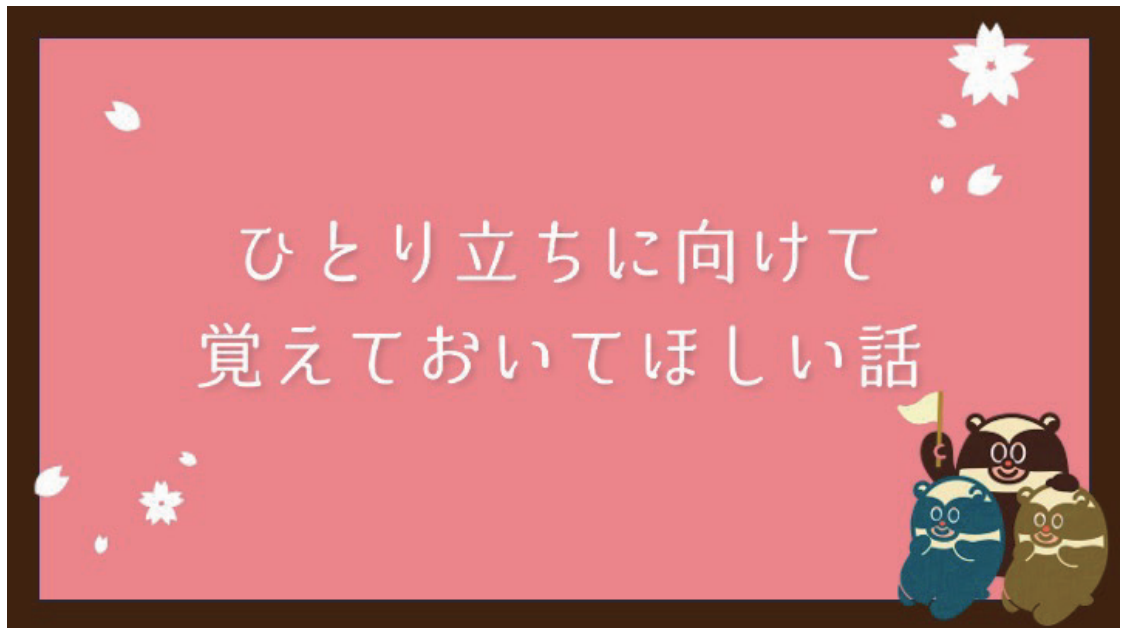
●スライド 32 は事例を入力できるフォーマットになっていますので、講師が紹介したい事例を加えていただけます。入っている事例（スライド 30-31）は削除して構いません。

●スライドの順番の入れ替え、説明を省く部分のスライドの削除は構いません。

●入替・削除を行ったパワーポイントデータを他の人に渡すのはご遠慮ください。

1

クリックして次画面



今は、皆さんは未だ高校生で、いろいろな事に守られています。
でも、2022年4月から成人年齢が18歳に引き下げられました。
高校生ですが社会的には大人とみなされ、いろいろな事ができるようになります。
と同時に、いろいろな責任を負う事にもなります。
これから独り立ちして大人の仲間入りをする皆さんに、少しでも記憶の片隅に残して欲しいことを、お話をさせていただきます。

2

クリックして
上の内容
を表示
(計1回)



成人になって、一番大きく変わる事は、、、※ワンクリック
法定代理人、いわゆる保護者の同意がなくても契約ができるようになる、ということです。
もちろん、契約だけではありません。他にもできるようになることはあります。
では、これからクイズを出しますので(手を挙げて)教えてください。

クリックして
内容と
○×を表示
(計10回)

クイズ①

18

歳で、できること

高校3年生の
間に満18歳

成人年齢は 18歳

法定代理人(親権者などの保護者)
の同意がなくても契約ができる

携帯電話の契約	○
銀行ローン ※各銀行のルールによる	○
大型・中型自動車免許取得	×
賃貸契約	○
競馬・競輪	×

2

※ワンクリック

○携帯電話の契約が自分でできるようになると思う人・・・※ワンクリック○
状況によりコメント

※ワンクリック

○銀行でローンを組めるようになると思う人・・・※ワンクリック○
申込みが可能な年齢ですが、金融機関によってそれぞれ条件を設定していますので
必ずしも組めるとは限りません。

※ワンクリック

○大型・中型自動車免許取得・・・※ワンクリック ×
できそうだと思いますが、これらの取得は今までと同じように20歳になってから
になります。

※ワンクリック

○賃貸契約・・・※ワンクリック○
アパート等の住まいの契約です。これはできます。ただし審査があります。大家さ
んや不動産会社によってはできない場合もありますので、決める前に確認してくだ
さい。

※ワンクリック

○競馬・競輪・・・※ワンクリック ×
これはできません。20歳になってからになります。

クリックして次画面

3

クリックして内容を
表示
(計1回)

クリックして次画面

18

歳になると、できること

- ① 携帯電話の契約
- ② 携帯電話・クレジットカード・各種ローン・賃貸・生命保険や損害保険契約
- ③ 選挙投票
- ④ 普通自動車運転免許取得
- ⑤ 男女共に18歳から結婚が可能（女性は16歳→18歳）
- ⑥ 性同一性障害の人が性別取り扱いの変更審判
- ⑦ 裁判員に選ばれる
- ⑧ 投資

※条件や審査等があり必ずできるとは限らない

3

※ワンクリック

18歳になるとできる事の主なものです。

契約については先程、お話ししました。

裁判員にも選ばれるようになります。裁判所から通知が来たら是非、行ってください。この時点では裁判員候補者です。候補者が裁判所に行き、手続きを踏んで最終的に候補者の中から数名が裁判員に選ばれます。選挙投票は平成28年に18歳以上に引き下げられました。

18歳になった皆さん、投票には行っていますか？

どうせ何も変わらない、ではなく、投票することから始めましょう。

4

クリックして次画面

20

歳になると、できること

- ① 飲酒・喫煙
- ② 公営競技(競馬・競輪・オートレースなど)
- ③ 大型・中型自動車運転免許取得 ※免許取得の資格要件有
- ④ 国民年金の加入義務
- ⑤ 養子を迎える

4

20歳でできることです。

クイズ②

契約1

売買が成立するのはいつ？

お店で買い物をするとき契約が成立するのは？

- A. 店員が「はい、かしこまりました。」と言ったとき
B. 商品を受け取ったとき
C. 商品代金を支払ったとき



5

・成人になると自分で契約ができるようになってお話ししましたが、契約は日常生活の至るところにあります。

たとえば、

・お店で買い物をするとき。

これも契約の1つになりますが、契約が成立するのはいつでしょう。

次の3つのうちから考えて教えてください。

※ワンクリック A 店員が「はい、かしこまりました。」と言った時

※ワンクリック B 商品を受け取った時

※ワンクリック C 商品代金を支払った時

正解は、※ワンクリック (丸の表示) A になります。

では、そもそも契約ってどんなものなのでしょう。

6

クリックして
内容を表示
(計1回)

クリックして
次画面

7

契約2

契約って？

☆ 契約とは、「法的な責任が生じる約束」

☆ 契約の成立（2人以上の当事者）

一方が契約の内容を示してその締結を申し入れる
意思表示（申込）を行い、それに対して相手方が
承諾をしたときに成立

☆ 方式の自由

どのような形（方式）で契約するかについては、
契約当事者が自由に判断できる

6

※**ワンクリック** 先ほどのお買い物の例で言うと、消費者が「この商品をください」と意思表示を行って、それに対して、お店の人が、「はい、かしこまりました」とか、「ありがとうございました」と承諾した時に契約が成立します。

契約は契約書を取り交わす、というイメージがありますが、

方式の自由 というものがあり、どのような形（方式）で契約するかは契約当事者が自由に決められます。

日常行われているお買い物は双方の合意によって契約が成り立っているということになります。

法令で書面による契約が定められていない場合は口頭での合意契約は成立します。

普段の生活の中で気づかずに契約していることがたくさんあります。他人に意思表示をすることはとても重要なこと。考えてから返事をしましょう。

日常生活の中にはこういった契約の上で成り立っているものが多いです。

では、契約は法的な責任が生じるお約束、と言いましたが、例えばですが。

クイズ③

契約3

取り消しできる？

17歳の高校生が親に内緒で、
欲しかった10万円のカメラを購入した。



7

17歳の高校生が親に内緒で欲しかった10万円のカメラを買う契約をした。

家に帰って冷静に考えてみたら、アルバイトもしていないし、親にも確認していない。

どうすればいいんだろう・・・と不安になってしまいました。やっぱり今、買うのは止めたいと思った。

クリックして
各種内容
を表示
(計2回)

クリックして次画面

8

クリックして次画面

クイズ③

契約3

取り消しできる？

17歳の高校生が親に内緒で、
欲しかった10万円のカメラを購入した。

契約を取り消すことは…
できる？ できない？

未成年者取り消しができる

7

※ワンクリック

この契約は取り消すことができるでしょうか。
できると思う人、できないと思う人・・・

※ワンクリック

この場合は17歳で未成年ですので、親の同意がなければ契約は成り立たない、
ということで「未成年者取消権」を使って契約を取り消すことができます。

契約4

未成年者取消しとは？

未成年者が法定代理人（親権者などの保護者）の
同意を得ずに契約した場合
「契約を取り消すことができる権利」

成人と比べて知識や社会経験が不足している
未成年者が不利益を被らないように保護する制度

※ただし、少額な契約、成人してから代金を支払った場合や、親の了解を取って
あると嘘をついていた場合など、取り消しができない場合もあります。

8

この制度は成人と比べて知識や社会経験が不足している未成年者が不利益を被らないように保護する制度です。

ただし、全ての事が取り消されるわけではありません。取り消しができない場合もありますし、そもそも取り消しができるから・・・とって安易にすることではないということは、皆さんはよくわかっているかと思います。

補足：未成年者本人からでも、法定代理人からでもできます。

取り消しにより未成年者は受け取った商品があれば返品し、支払った代金があれば返金されます。

9

クリックして
各種内容
を表示
(計2回)

クリックして次画面

クイズ④

契約5

取り消しできる？

23歳の会社員が街を歩いていたら
「無料でエステの体験ができる」と声をかけられた。
興味があったのでついていったら、
体験したものより高額なエステコースを勧められ契約した。

契約を取り消すことは…
できる？ できない？

クーリング・オフができる

9

では、成人になったら、何かなんでも契約を守らなければならないのか、と言うと、
成人の場合には、クーリングオフという制度があります。聞いたことがある人いますか？

※ワンクリック

この契約は取り消すことができるでしょうか？

※ワンクリック

この場合は、街頭で声を掛けられて店舗に連れて行かれ、高額なエステコースを契約した「キャッチセールス」としてクーリング・オフの対象になります。契約から8日以内であれば無条件で契約解除が可能です。

10

クリックして次画面

契約6

クーリング・オフとは？

一定の取引について、一旦契約の申し込みや契約した後に
契約を再考できるようにし、**一定の期間であれば、
無条件で契約の申し込みを撤回したり、
契約を解除したりできる制度**

※クーリング・オフできる取引は法律や約款などに定めがある場合に限る

※その他に消費者契約法による「消費者取消権」があります

10

クーリングオフとは、契約をした後に本当に契約してよかったのかどうか、考える時間を設けて、
一定の期間であれば契約を解除できる制度です。これも何でも解除できるわけではなく、法律や約
款などに定めがある場合に限ります。

契約7

ク
ー
リ
ン
グ
・
オ
フ

特定商取引法におけるクーリング・オフができる取引と期間

8日間	●訪問販売 (キャッチセールス、アポイントメントセールス等を含む) ●電話勧誘販売 特定紙続的役務提供 (エステティック、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス) ●訪問購入 (業者が消費者の自宅を訪ねて、商品の買い取りを行うもの)
20日間	●連鎖販売取引 業務提供誘引販売取引(内職商法、モニター商法等)

※1 上記販売方法・取引でも条件によってはクーリング・オフできない場合がある。
 ※2 訪問購入の場合、クーリング・オフ期間内は、消費者(売主)は買取業者に対して売却商品の引き渡しを拒むことができる。
 ※3 金融商品や宅地建物の契約等でもクーリング・オフができる取引がある。

国民生活センターHPより抜粋

11

クーリングオフができる取引と期間です。

訪問販売や電話勧誘等の販売は、購入・契約を不意打ちで検討させる取引です。

消費者が冷静に検討できないままお金を払ってしまうことも多く、クーリングオフの対象となっています。

契約9

ク
ー
リ
ン
グ
・
オ
フ

ネットショッピングで気に入った洋服を購入したけれど、
実際の商品が届いてみたら気に入らなかった。
契約してから5日※...

▼

12

では、ネットショッピングの場合はどうでしょう。

ネットショッピングで気に入った洋服を購入したけれど、
実際の商品が届いてみたら気に入らなかった。契約して5日目だけど・・・

クリックして
各種内容
を表示
(計2回)

クリックして次画面

13

クリックして次画面

契約9

クーリング・オフ

ネットショッピングで気に入った洋服を購入したけれど、
実際の商品が届いてみたら気に入らなかった。
契約してから5日め...

▼

クーリング・オフすることは...
できる? できない?

クーリング・オフができない

12

※ワンクリック

この場合、クーリングオフができると思う人、できないと思う人・・・

※ワンクリック

ネットショッピングで、クーリングオフはできません。

契約9

クーリング・オフ

ネットショッピングの場合は...

雑誌やTVショッピング等の場合も含まれる

返品可否や条件についての特約がある場合には特約に従う。

⇒特約を注文前に必ず確認

※ 特約の記載がない場合には、商品を受け取った日を含めて8日以内であれば
返品することができるが、商品の返品費用は消費者が負担。

クーリング・オフ
ができない例

店舗での買い物
通販での買い物
仕事用、
営業用の買い物
自動車販売の契約
不動産賃貸契約

※遠隔販売取引と業務関連取引販売取引の場合、これらの取引や契約であっても、「クーリング・オフ」ができることがあります。
詳細は、消費者庁HPを確認しましょう。消費者庁HP「特定取引法ガイド」: <https://www.ne-trouble.caa.go.jp/>

13

※ワンクリック

ただ、実際には返品や返金できています。これは、その会社ごとにいろいろな特約が定められていて、それに従っているものです。

自分の都合によるもの以外であれば、「●日以内だったら返品・返金可能」としている会社が多くあるかと思います。

但し、「返品できません」という会社もありますので、ネットショッピングを利用する場合は、特約をよく見てから購入しましょう。

詳しくは、消費者庁のホームページを確認してください。



買い物をする時、以前は現金でやりとりをしていました。
今はキャッシュレスでのやりとりが主流となっています。

キャッシュレスとは、現金（キャッシュ）を使わずにお金を払うことです。
現金を持っていなくても、買い物などでお金の支払ができ、便利のため、
多くの人が利用しています。

大きく分けて、前払いと即時払い、後払いがあります。

前払いは、買い物より先にお金を支払うことです。

一番わかりやすいのは請求書が先に届き、お金の振り込みが確認されてから商品を受け取る方法です。キャッシュレスの前払いで今多く使われているのが、プリペイドカードに事前にお金をチャージ（入金）して使う支払方法です。

流通系のICカード（図書カードやクオカード）、交通系ICカードなど、皆さんも使ったことがあると思います。

スマートフォンのバーコード決済やQRコード決済、タッチ決済でも事前にチャージして使う方法もありますが、クレジットカード会社を通してお金を借り入れてチャージした場合は後払いになりますので気を付けてください。

即時払いは、買い物と同時にお金を支払うことで、デビットカードで買い物をしたら、即時に自分の口座から引き落としされる仕組みです。

後払いは、買い物の後にお金を支払うことで、クレジットカード会社が代金を立て替えて、後日請求される支払方法です。スマートフォンのバーコード決済やQRコード決済、タッチ決済、ICカード決済でも後払いする方法もあります。

消費者がお買い物をした時の支払いを
カード会社がお店に立替払いをする
（お金を借りている状態）

消費者は先に商品を手に入れて
翌月もしくは翌々月にカード会社へ返済する
（後払い）

決められた期日に支払う責任が発生する



次はクレジットカードです。

クレジットカードを利用するにはカード会社と契約をすることになり、
皆さんも18歳になると、自分名義のクレジットカードが持てるようになります。

クレジットカードは皆さんもよく知っていると思いますが、消費者が買い物をした時の支払いを、
カード会社が立て替えてお店に払ってくれて、

※ワンクリック

消費者は商品を手に入れることができる仕組みです。

※ワンクリック

後で決められた期日にお金を支払う責任が生じます。（カード利用の返済）

ですので、今、現金を持っていないけれど、家に帰ればある、とか、銀行にお金がある、という
ように今だけ、手元にお金がない場合に使うもので、お金がないからカード払いにしよう、とい
うものではありません。

お金がなければ決められた期日に支払いができないからです。
そのような使い方をしていると、いつの間にか借金が膨らんで
返せなくなって困ることになります。

クレジットカード②

支払い方法とメリット・デメリット

一括	メリット	デメリット
一括	・手数料がやからない ・支払い管理がしやすい（手数料が毎月の利用金額と同様扱いやすい）	・使いすぎで引落日の負担が大きくなる
分割	メリット	デメリット
分割	・指定した回数で等分償還で支払う ・引落日の負担が軽減される	・カードを利用した月以降の回数に達し支払いが継続 ・手数料がやからない（一般的に3回目から） ・使いすぎの場合がある
リボルビング	メリット	デメリット
リボルビング	・月々の支払い金額が一定額 ・返済金額を自分で設定できる（最低金額が決まっている場合もある） ・支払回数は決まっている	・カードを利用した月以降の回数に達し支払いが継続 ・一定の利率とリボ率から算出される手数料が上乗せされる ・支払総額が増える ・お支払いの回数が増える ・使いすぎの場合がある
ボーナス	メリット	デメリット
ボーナス	・ボーナス月の支払いのため、毎月の支出に影響がない ・夏または冬のボーナスのボーナス月払い ・夏と冬のボーナスを同払い	・支払いが数ヶ月後 ・使いすぎでボーナスの楽しみがなくなる

16

クレジットカードの支払い方法とメリット・デメリットです

※ワンクリック 一般的なものがでています

この中で気を付けて欲しいのはリボルビング払い、いわゆるリボ払いです。

分割払いは回数を指定する、リボ払いは1回に返済する金額を指定するものです。

リボ払いで気を付けて欲しいことは、毎月の返済額に手数料が含まれていますので、支払総額が増えることです。残高もわかりにくくなります。1回に返済する金額を低くすると、毎月の返済額は少ないので、つい使い過ぎでしまいがちで、注意が必要です。

手数料はカード会社によって違います。

クレジットカード③

分割払いとリボルビング払いの違い

分割払い2回までは手数料無料なのに、リボ払いは手数料がこんなに…！

リボ払いの返済例		6月	7月	8月	9月	10月
買ったモノ		パソコン	家具	旅行	外食4回	洋服
買ったモノの金額		10万円	6万円	4万円	2万円	3万円
返済額の内訳 1万円/月	手数料		1,250円	1,890円	2,289円	2,443円
	元金返済額		8,750円	8,110円	7,711円	7,557円
元金残高			91,250円	143,140円	175,429円	187,872円

(年利15%・定額1万円コース：非スライド型)

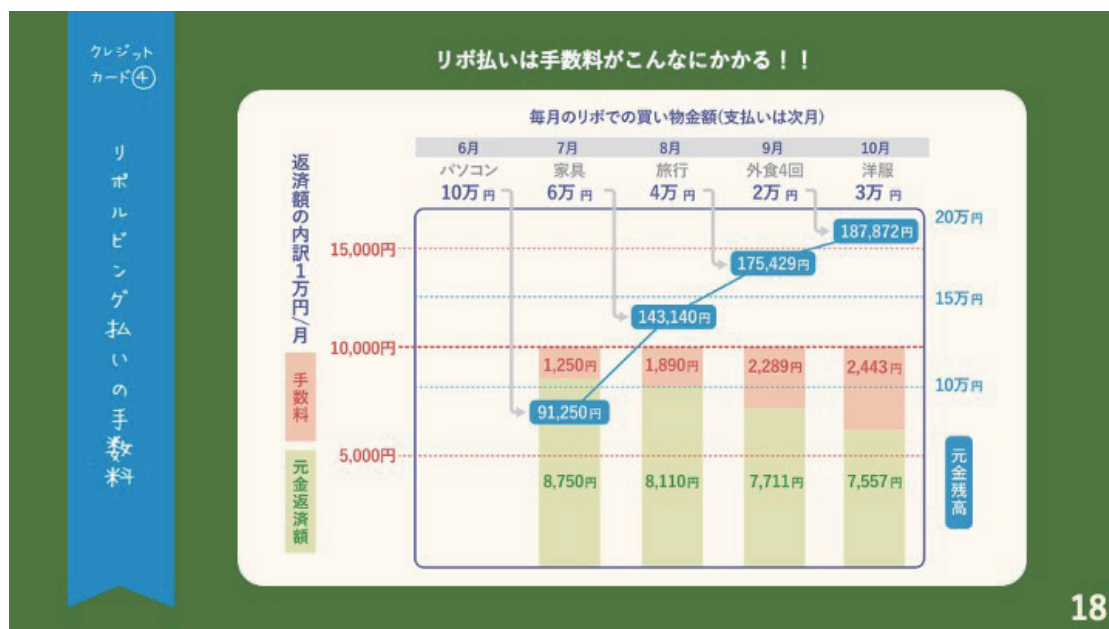
17

返済額を1万円にした場合のリボ払いの返済例です。

4ヶ月にかけて22万円の買い物をして、1万円を4ヶ月返済しても、32,128円しか返済できていない。4回月の手数料が7,872円もかかっているという例です。

この状態が続くと毎月手数料が大きくなります。

よくリボ払いにするといつまでたってもなかなか終わらない、という理由がわかりますので、後で見ておいてください。



同じ例をグラフにしたものです。

クレジットカード④

注意すること

「クレジットカードは、現金を出さずにものが手に入ってしまう」

- 毎月いくらまで使えるのか決める
- 毎月いくら使ったかを確認する
- 利息、手数料料などを確認する
- 使いすぎないように利用限度額を設定する
- カードの利用明細・預金残高を常に把握する
- ポイントに惑わされない
- 最初からリボ払いが設定されているカードがあるので必ず確認する

19

先ほどもお話ししましたが、

クレジットカードはお金がないから使うのではなく、返済できることがわかっていて使うものです。返済できることがわかっていて使うもの、計画的に利用するものです。

計画的に使うということはお金の管理をしっかりやる、ということです。

どんなところに気を付けて使ったらいいのか、いくつか出してみました。

今はクレジットカードを契約すると初めからリボ払いの設定がされているカードがたくさんあります。必ず確認して、リボ払いになっている場合は一括返済に変更することをお勧めします。クレジットカードは一括返済できる金額の利用が基本です。リボ払いを利用する場合はデメリットをしっかりと理解してから使ってください。

- 元本が保証されるものと保証されないものがある
- 一般的に高収益のものほどリスクが高い
- 「楽して儲けよう」は、やらない
- SNSで簡単にお金を借りない

おまけ、です。

大人になると投資ができるようになります。

これから投資に関するダイレクトメール等が来ると思います。

儲かるよと言われても、必ず儲かる話はない、ということです。

よく調べて、自分が持っているお金と相談してから始めてください。

もうひとつ気を付けて欲しいことがあります。

SNS で簡単にお金を借りないということです。

LINE でやり取りをしてお金を借りて返せなくなってしまった人もいます。

絶対に安易に お金を借りないようにしてください。

身につけて欲しいこと



断る



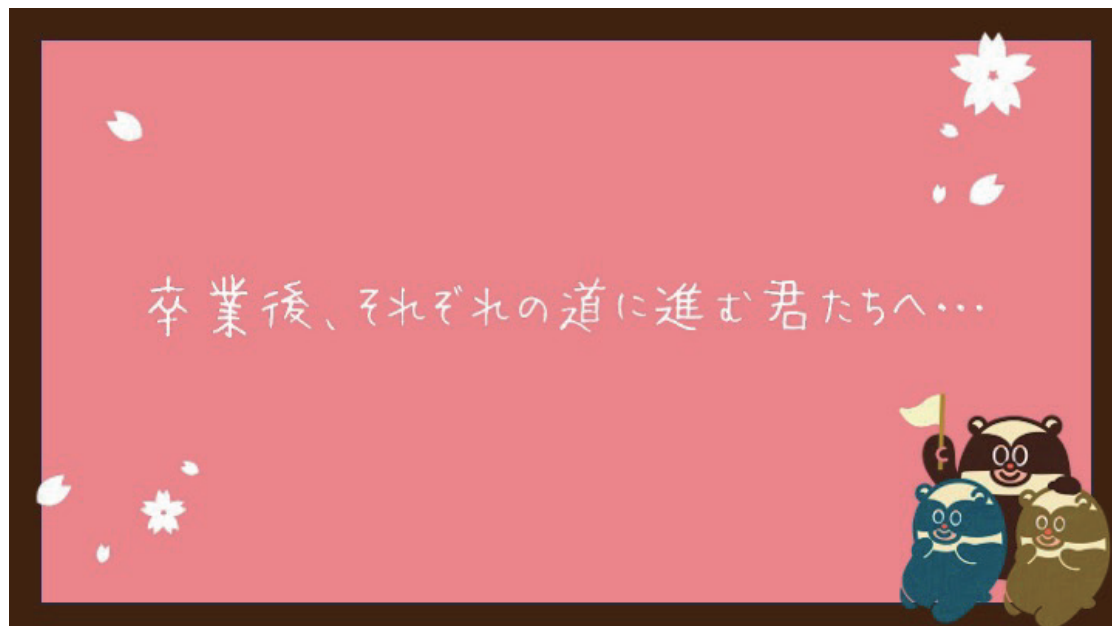
借りない



相談する

自分で自分を守るようにするためには、

断る勇気を持つ 安易にお金を借りない 困ったら一人で悩まず信頼できる人に相談することが大事です。



高校卒業後に、大学や専門学校に進学したり、就職したり、それぞれの道に進まれると思います。社会人として生活していく上で知っておいて欲しいことをお話したいと思います。

仕事を始めたら、支払うもの

23万の給与なのに
手取りは18万...
こんなに少しかかるの...

給料から「引かれる」もの ▶ 「控除」

社会保険料

所得税(国税)

住民税(地方税)

医療保険 ... 医療費が3割で済みます
※病気等により仕事を長期間休職した時にお給料の一部を受け取ることができます

年金保険(厚生年金・国民年金)
... 老齢年金・障害年金・遺族年金が使えます

雇用保険 ... 会社を辞めて無職になったら一定期間保障されます

介護保険 ... 介護が必要になった時に使えます

労災保険 ... 仕事上の病気やケガが保障されます

今年1年間の給料(年収)に対して税金がかかります
年末調整で1年分を精算します
※「年末調整」とは...給料から天引きされた税金が本来支払うべき額であるか、扶養や個人で払っている保険料の控除額などを計算して調整することです。書類を会社に提出して行うことが多いです。

前年1年間の給料(年収)に対して税金がかかります

※他にもいろいろな保障があります

23

初任給 23 万円の会社に就職したとします。
2 3 万円が皆さんの銀行口座に振り込まれると思いますか？

手取りという言葉聞いたことがあるかもしれませんが、給与は全部もらえるわけではありません。
給与から引かれるものを控除と言います。

給料から「引かれる」もの ▶ 「控除」

仕事を始めたら、支払うもの

23万の給与なのに、手取りは18万...こんなに引かれるもの...

社会保険料

医療保険 ... 医療費が3割で済みます
※病気等により仕事を長期間休職した時にお給料の一部を受け取ることができます

年金保険(厚生年金・国民年金)
... 老齢年金・障害年金・遺族年金が使えます

雇用保険 ... 会社を辞めて無職になったら一定期間保障されます

介護保険 ... 介護が必要になった時に使えます

労災保険 ... 仕事上の病気やケガが保障されます

所得税(国税)

今年1年間の給料(年収)に対して税金がかかります
年末調整で1年分を精算します
※「年末調整」とは...給料から天引きされた税金が本来支払うべき額であるか、扶養や個人で払っている保険料の控除額などを計算して調整することです。書類を会社に提出して行うことが多いです。

住民税(地方税)

前年1年間の給料(年収)に対して税金がかかります

※他にもいろいろな保障があります

23

・まず、社会保険料があります。

・医療保険は、病院など医療機関での支払いが3割で済みます。
また、病気等で仕事を長期間休職した時にお給料の一部を受け取ることができます。

・年金保険(厚生年金・国民年金)は、生涯にわたって受け取ることができます。
介護保険は介護が必要になって福祉サービスを利用する時の負担が軽くなります。
40歳から支払いがはじまります。

・雇用保険は、会社を辞めて無職になったら少しの間保障されます。失業保険のことです。
・労災保険 仕事上の病気やケガが保障されます。保険料は事業主が負担します。
・社会保険には他にもいろいろな保障があります。

・所得税(国税)は、今年1年間の給料(年収)に対して税金がかかります。毎月控除されますが、12月に1年間の所得税の調整が行われます。これを「年末調整」と言います。
「年末調整」は給料から天引きされた税金が本来支払うべき額であるか、扶養や個人で払っている保険料控除などを計算して調整することです。書類を会社に提出して行うことが多いです。所得税を多く支払っていれば12月の給与にプラスされて戻ってきますし、少ない場合は逆に徴収されます。

・住民税(地方税) 前年1年間の給料(年収)に対して税金がかかります。いわゆる後払いなので、何等かの理由で退職してしばらく無職になった場合でも、前年度の住民税の請求がありますので、確保しておくことが大事です。

・初任給が23万円の場合、凡そ5万円くらいの控除があり、自分の口座には18万円くらいしか入りません。社会保険料や税金を払うことは社会人としての義務であることを覚えておきましょう。

会社を辞めたら、国民健康保険・国民年金に切り替わり、それぞれ納付が必要になります。

税金の納め方は働き方で違う

会社に勤めている人



勤務先の会社が、あらかじめ本人の給料から所得税を差し引いて、本人に代わってまとめて納税することを源泉徴収といいます。

自分で商売をしている人



1年間の所得と税額を自分で計算し、税務署に申告することを確定申告といいます。

兼業・副業の収入がある人



給与（本業）以外に兼業・副業の収入がある人は、確定申告が必要になることがあります。

24

税金の納め方は、働き方で違ってきます。

- ・会社に勤めている人は、勤務先の会社が、あらかじめ本人の給料から所得税を差し引いて、本人に代わってまとめて納税します。
- ・自分で商売をしている人は、1年間の所得と税額を自分で計算して税務署に申告します。（確定申告）

兼業や副業などをして勤め先の給与以外に収入がある場合は確定申告が必要になることがあります。

税金の使い道

みんなが快適で安全な生活を送るためのお金



25

大事な給与から納めている税金の使われ方が気になると思います。

税金は、皆さんが快適で安全な生活を送るための「会費」のようなものです。

皆さんが学校で使う教科書、学校の机をはじめとする設備・備品、校舎、暮しに欠かせない水道、道路、ごみ収集、誰もが利用できる図書館、病院、公園などの公共施設・・・様々なところに使われています。皆さんが学校で勉強できるのも、税金を納めてくれる多くの方のお蔭です。そのことへの感謝と大人になった時の納税の義務を自覚して欲しいと思います。

奨学金には給付（返済不用）と貸与（返済が必要）の2種類があります

		返済有無	利子有無	申請する人	
日本学生支援機構	給付奨学金	×	×	本人	
	第一種貸与奨学金	○	無利子	本人	
	第二種貸与奨学金	○	有利子	本人	
社会福祉協議会	教育支援費（入学時）	○	無利子	本人	相談は早めに
	就学支度費（入学時）	○	無利子		
日本政策金融公庫	国の教育ローン	○	有利子	保護者	必要時期の2～3ヶ月前 入学する月の翌月末 までの融資
	入学資金	○	有利子		
その他	学校独自の給付 奨学金・企業など				学校や企業等による

※高校や進学先の学校での説明会等でお話を聞きましょう

大学や専門学校に進学したいけど、学費が心配！という人のために、
奨学金（学費の借入制度）があります。

奨学金（学費の借入制度）を使いたいと思っている人も多いと思います。
主な学費の借入先を挙げてみました。

皆さんがよくご存じで利用が多い日本学生支援機構（JASSO）については、
給付奨学金型と貸与奨学金型の2種類があります。
給付型は返済が不要ですが、成績や経済状況など必要な条件があります。
貸与型は卒業後に返済が必要となります。無利子のもの、利子があるものがあります。

他に社会福祉協議会や日本政策金融公庫（国の教育ローン）が広く知られていますが、
労働金庫や銀行でも貸付は行っています。
入学先の学校独自のものもありますので、高校や進学先の学校の説明会などを聞いて、
早めに準備をしておきましょう。

借りたお金は返すのが原則… 返済は高等教育機関※卒業後

※高等教育機関とは… 専門学校・高等専門学校・短大・大学・大学院

必要以上に借りない

借りた理由以外に利用しない

27

貸与型の奨学金を利用する場合は、お金を借りることになるので、卒業後に返済しなければなりません。

※ワンクリック

必要以上に借りない、借りた理由以外に使わないことが大事です。

借りる場合は、保護者や相談できる大人の方としっかり話し合って決めていきましょう。

困ったときには救済制度を利用しよう

学生支援機構の奨学金の返還（返済）は卒業後の10月から始まります

（※貸与終了の翌月から数えて7ヵ月目から【例】3月まで貸与→10月から）

払えなくなった時、困った時は【救済制度】を利用しよう

- 月々の返還額を少なくする「減額返還制度」
- 返還を待ってもらう「返還期限猶予」
- 死亡または精神もしくは身体の障害による「返還免除」

救済制度は必ず申請が必要です
自分が借りたところに相談しよう

28

日本学生支援機構の貸与型奨学金の返済は、貸与終了後7ヵ月目からです。
卒業した年の3月まで貸与の場合は就職して半年後の10月から返済が始まります。

返済できない場合は、救済制度があります。

・月々の返済額を少なくすることができる「減額返済制度」があります。

減額すれば返済できる場合、1回あたりの返済月額を3分の2、2分の1、3分の1、4分の1に減額して返済できます。

・一定期間返済を先送りすることができる、返済期限猶予（先送り）制度があります。

最大10年まで猶予が出来ますが、毎年申請が必要です。

★ 高校卒業後の進路を考える（親や信頼できる大人とよく話合う）

★ 希望する学校の選択

- ▶ 入学金や学費がいくらかかるのか(お金事情)
- ▶ 通学費用はどれくらいかかるのか

★ 受験料、入学金は支払えるようにしておく

★ 学費の借入を少しでも少なくするためにできることは？

今からできることを挙げてみました。

- ・卒業後の進路を考えて、保護者や信頼できる大人のひとと話してみましょう。
- ・希望する学校を選びましょう。選択する時に、入学金、学費、通学費用がどれくらいかかるのかを調べてみましょう。
- ・受験料や入学金の準備についても相談しましょう。
- ・学費の借入を少なくするために、今からできることを考えましょう。

事例① Aさん・21歳・大学生・1人暮らし

Aさんが困っていること

- ・立地の良い場所に住まいを借りたけれど家賃が高くて支払いが大変
- ・奨学金を生活費に使ってしまったら学費が支払えなくなった
- ・アルバイトを増やしたいけど、勉強する時間がなくなって成績が落ちたら、給付奨学金を取り消されてしまう
- ・親には心配かけたくないから何も知らせていない



私は日頃、生活に困りごとを抱える方々の相談支援を行っています。

中には皆さんの年齢よりちょっと上の大学生や社会に出で間もない方からの相談もあります。これまでお話してきた、お金に関することで困りごとを抱えて相談にきた2人の事例についてお話してみたいと思います。

事例①は、ひとり暮らしをして大学に通い、奨学金が取り消されそうになった21歳の女性の事例です。

事例① Aさん・21歳・大学生・1人暮らし

Aさんが困っていること

- ・立地の良い場所に住まいを借りたけれど家賃が高くて支払いが大変
- ・奨学金を生活費に使ってしまったら学費が支払えなくなった
- ・アルバイトを増やしたいけど、勉強する時間がなくなって成績が落ちたら、給付奨学金を取り消されてしまう
- ・親には心配かけたくないから何も知らせていない

▼ お住まいの生活困窮者自立支援相談窓口にご相談

見付けた支援内容

毎月の収入と支出はどうなっているのか、いくらあれば学業と生活が成り立つのか、無駄な支出はないか、家賃を下げるために引越はできるか、親からの仕送りの増額は可能か、などを一緒に考えて卒業までの計画を立てる



30

給付型の奨学金を受けて大学に進学し、仕送りだけでは足りずアルバイトで生活費を工面しながら大学に通っていました。生活費が足りない時にキャッシングを繰り返していたら、いつの間にか100万以上になって、アルバイトの時間を増やして頑張って返済をしていたところ、授業を休んだり、テストで点数がとれず、いくつか単位を落とししました。大学から奨学金が取り消されるかもしれないと呼び出しがあり、その時に相談窓口を聞いて、私の勤務する事業所に相談に来ました。

※ワンクリック

奨学金は成績要件がある場合が多く、取り消されたら大学に通い続けることができません。借金も返済しないと、利息だけでもどんどん借金が膨らみます。Aさんは途方に暮れていました。

※ワンクリック

色々と話を聞いて、借金の債務整理や、大学への同行などで、何とか奨学金を受け続けることができるように支援し、大学を続けることができました。

このようなことは、誰にも起こる可能性があります。

奨学金はお金が無くて進学をあきらめることが無いようにとの思いで生まれたものです。でも受けるからには、しっかり学ばなくてはなりません。生活費も生きていくために必要です。Aさんは一人で悩んだり、あきらめたりせずに相談することで困りごとを解決できました。

事例② Bさん・23歳・体調不良・無職・1人暮らし

Bさんが困っていること

- ・仕事が長く続かない。自分に合った仕事を見つけたい
- ・奨学金の返済ができなくなって保証人の叔父に迷惑をかけてしまう
- ・仕事をしていない間の税金や健康保険料、年金の督促がきているけど支払えなくて怖い
- ・貯金も少なくなって、この先どうしたらよいかわからない

▼ お住まいの生活困窮者自立支援相談窓口にご相談

具体的な支援内容

得意・不得意を考慮しながら仕事探しのサポート、
奨学金の救済制度申請のサポート、市役所の担当窓口へ支払いについての同行支援、
今の収支状況を確認しながらお金の使い方を一緒に考え今後の生活の見通しを立てるサポート

31

事例②は、多額の借金を抱えてしまった23歳の男性の事例です。

信頼していた友達に頼まれてクレジットカードを渡したら、50万円もの請求が来てしまいました。友達とは連絡が取れなくなり、自分が払うしかないと、リボ払いにして返済しようとしたところ、いつの間にか100万円になってしまっていました。友人に裏切られたことがショックで、会社を辞めました。でも借金があったのでアルバイトをして何とか返済していました。半年前に、会社を辞めた後の1年分の市県民税と国民年金の督促がきました。会社員の時に給与控除されていた税金や年金を、会社を辞めた後も納めないといけないという意識がなく、驚きました。期限までに払える金額ではなかったので、誰にも相談できず、Bさんはうつうつと悩むうちにアルバイトに行く気力を無くしました。

※ワンクリック

ネットで検索していたら、私が勤務する相談窓口を知ったそうで、メールで連絡があり、面談に来て欲しいと返信して、相談に繋がりました。

※ワンクリック

クレジットカードの安易な貸し借り、リボ払いで借金が膨らむ、会社を辞めた後の税や年金の滞納、友人の裏切り、多額の借金などのトラブルでの精神的ダメージ・・・Bさんに次々に襲ったことは、誰にでも起こり得ることです。

膨らんだ借金の整理、債務整理の支援、税や年金の窓口への同行、医療機関への受信サポートなどを行って、Bさんは安心してこれからのことを考えることができました。

Bさんも、相談しようと決心したことで、解決への道を進むことができました。

(講師からの事例入力があれば
スライド(31)の
記載して紹介してください)

講師からの事例入力

Bさんが困っていること

文字を入力~~~~文字を入力~~~~文字を入力~~~~文字を入力~~~~
文字を入力~~~~文字を入力~~~~文字を入力~~~~文字を入力~~~~
文字を入力~~~~文字を入力~~~~文字を入力~~~~文字を入力~~~~

▼ お住まいの生活困窮者自立支援相談窓口にご相談

具体的な支援内容

文字を入力~~~~文字を入力~~~~文字を入力~~~~文字を入力~~~~
文字を入力~~~~文字を入力~~~~文字を入力~~~~文字を入力~~~~
文字を入力~~~~文字を入力~~~~文字を入力~~~~文字を入力~~~~

31

暮らしの中で困りごとが起こったら

- ・体調を崩して働けなくなった
- ・家賃を滞納して、退去を迫られた
- ・お金がなく、何も食べるものがない
- ・仕事を探しているけど、見つからない
- ・困っていることがいっぱいでは何か解決したらいいかわからない



32

先程紹介した二つの事例のように、これから生活していく中で困ったと思ったら、必ず相談しましょう。

体調を崩して働けなくなった
 家賃を滞納して、退去を迫られた
 お金がなく、何も食べるものがない
 仕事を探しているけど、見つからない
 困っていることがいっぱいでは何か解決したらいいかわからない

家族や友人、同僚など、信頼できる人に相談するのはもちろんですが、住んでいる地域にある相談窓口に連絡してみてください。

全国に、困ったら相談できる窓口があります。



<https://minna-tunagaru.jp/ichiran/>



1人で悩まずに、相談してくださいね



33

全国にある相談窓口を検索できるサイトがあります。生活困窮者自立支援 相談窓口 検索
 このスライドの URL, 二次元コードから検索できます。

(お渡ししているパンフレットは、皆さんの住んでいる地域の相談窓口の案内です。)

・・・各講師が相談窓口のパンフレットを配布する場合もある)

ひとりで悩まず、近くの窓口相談してください。